

## 別紙第1

### ハラスメントの防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の役職員、学生等 及び関係者が認識すべき事項についての指針

#### 第1 ハラスメントを行わないようにするために認識すべき事項

##### 1 意識の重要性

ハラスメントを行わないようにするために、次の事項の重要性について、十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重し合うこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。

##### 2 基本的な心構え

ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 言動の受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点に注意する必要がある。

- ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
- イ 不快に感じるか否かには、個人差があること。
- ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- エ 相手との良好な人間関係ができていと勝手な思いこみをしないこと。
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- (3) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、ハラスメントを行っている者との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- (4) 勤務時間内又は大学内におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分あること。

例えば、大学での人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

##### 3 懲戒処分

ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、大学人たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

#### 第2 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

就労上又は修学上の環境は、役職員、学生等及び関係者の協力の下に形成される部分が多いことから、ハラスメントにより就労上又は修学上の環境が害されることを防ぐため、次の事項について積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1 ハラスメントについて問題提起する役職員、学生等又は関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、就労上又は修学上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。
- 2 ハラスメントに関する加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に気配りをし、必要な行動をとること。

具体的には、次の事項について、十分留意して行動する必要がある。

(1) ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

ハラスメントを契機として、就労上又は修学上の環境に重大な悪環境が生じたりしないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとることが必要である。

(2) 被害を受けていることを見開きした場合には、声をかけて相談にのること。

被害者は、「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないうちに、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談にのることが大切である。

3 大学においてハラスメントがある場合には、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

4 大学におけるハラスメントの防止等のためには、理事長が中心となり、本指針の趣旨を徹底させるよう啓発に努めることとする。